

所管部課名	企画政策部 地域政策課	担当者	元石 美咲					
事業費名称	自治会育成費							
根拠法令	薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市自治会再編推進協議会補助金交付							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和3年度 予算額	90千円	国県支出金 千円	一般財源 90千円	その他 千円	その他の内容			
	90千円	千円	90千円	千円				
令和2年度 予算額	90千円	国県支出金 千円	一般財源 90千円	その他 千円	その他の内容			
	90千円	千円	90千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	事業の申請件数		3	令和8年度				
成果指標②	事業を活用し、自治会再編の協議をした自治会数		3	令和8年度				
補助対象者	自治会再編推進協議会							
補助対象経費	自治会再編推進協議会の開催に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	2つ以上の自治会が再編（合併）等に向けて協議する際、自治会再編推進協議会を設置し、協議会が協議を開始した年度において、概ね3回以上の協議会を開催し、協議する活動							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助金額上限3万円							
上記項目の積算方法								
補助を受ける3年の事業（団体）等の決算状況	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		(前年度繰越金)						
		計	0		0		0	
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
		計	0		0		0	
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数	3		1		0			
成果指標の推移①	3		1		0			
成果指標の推移②	8		2		0			
特記すべき事項等	【前回評価】	平成30年度「見直しの上で継続：拡大」 ・地区コミュニティ協議会再編を視野に入れた制度への拡大について検討されたい。						
	【前回評価への回答】	過疎・高齢化が進む自治会の再編は進むと考えられ、地区コミュニティ協議会の再編が具体化された場合、制度を拡大する。						
	【事業のPR方法】	自治会運営説明会						
	【費用対効果】	特になし						
	【補助事業以外の事業】 【その他】	特になし 再編については、それぞれの地域ごとに長い時間育まれてきた歴史と独自の暮らしがあることから、行政主導ではなく自治会や地区コミュニティ協議会の自主性及び主体性を尊重し、地域の声を聞きながら地域の実情や特性に合った合併を推進している。						

別紙参照

平成30年度自治会再編成推進協議会補助金

番号	団体名	地域名	事業費	決定額	再編前自治会	再編後自治会
1	碓山・川原田自治会再編推進協議会	平佐西	30,000	30,000	碓山・川原田	碓山自治会
2	本馬場・久保・加治屋再編推進協議会	川内	27,000	27,000	本馬場・久保・加治屋	久見崎北自治会
3	小田・砂岳・倉浦再編推進協議会	川内	26,000	26,000	小田・砂岳・倉浦	久見崎南自治会
合計			83,000	83,000		

平成31年度自治会再編成推進協議会補助金

番号	団体名	地域名	事業費	決定額	再編前自治会	再編後自治会
1	司野上・司野下再編推進協議会	斧淵	50,000	30,000	司野上・司野下	司野自治会
合計			50,000	30,000		

令和2年度自治会再編成推進協議会補助金

申請なし

薩摩川内市自治会再編推進協議会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる薩摩川内市自治会再編推進協議会補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、自治会再編推進協議会に対して、薩摩川内市自治会再編推進協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、合併を希望する自治会間の再編協議を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会再編 2以上の自治会が、お互いの合意のもとに合併し、新たな自治会を組織することをいう。
- (2) 自治会再編推進協議会 2以上の自治会が合併することを目指して、その協議を進めるために設置した、当該自治会の複数の代表者による協議機関をいう。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金は、次に掲げる要件を満たす場合に交付するものとする。

- (1) 2以上の自治会が自治会再編推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、協議会が協議を開始した年度において、3回以上協議会を開催し、協議することができる場合であること。ただし、自治会再編の協議が整った場合は、この限りではない。
- (2) 過去に当該補助金の交付を受けた協議会が、同一の構成自治会で協議会を設置した場合でないこと。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができるものは、協議会とする。

(補助金の額及び交付対象年度)

第6条 補助金の額は、3万円を限度とする。

2 補助金は、協議会を設置し、協議を開始した年度に限り交付する。

(補助対象経費)

第7条 補助金の対象経費は、自治会再編の協議をするにあたり、必要な経費とする。ただし、必要な経費が、3万円を下る場合は、協議に要した経費について交付する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする協議会は、自治会再編推進協議会補助金交付申請書(第1号様式)に補助金の交付を受けようとする年度の収支予算書(第2号様式)及び事業計画書(第3号様式)並びに協議会名簿(第4号様式)を添付し、市長に提出するものとする。

(補助金の交付の基準)

第9条 市長は、申請書を受理したときは、これを審査し、第4条の要件を満たすものであると認めるときは、補助金の交付を決定し、協議会にその旨を自治会再編推進協議会補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。この場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた協議会は、協議会を解散したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該協議会を解散した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、自治会再編推進協議会補助金実績報告書(第6号様式)に当該年度の収支精算書(第2号様式)及び事業報告書(第7号様式)並びに協議会の会議内容の要点を記録した議事録(第8号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定通知)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、関係書類の審査を行い、協議会の会議が適正に行われたと認められた場合は、交付する補助金の額を確定し、自治会再編推進協議会補助金交付確定通知書(様式第9号。以下「確定通知書」という。)により協議会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 協議会は、補助金交付の請求をしようとするときは、自治会再編推進協議会補助金請求書(様式第10号)に確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、補助金の概算払いを受ける必要がある協議会は、自治会再編推進協議会補助金概算払申請書(様式第11号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金の概算払いすることが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めるときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を自治会再編推進協議会補助金概算払決定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金の概算払いする場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第12条第3項の規定による

通知」と読み替えるものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求があったときは、関係書類を審査し、補助金の請求が正当であると認める場合は、補助金を交付する。

(流用の禁止)

第15条 協議会は、交付を受けた補助金を自治会再編の協議以外の経費に流用してはならない。

(協議会の義務)

第16条 市長が補助金の交付後において、自治会再編の協議の状況について資料の提出を求め、又は調査を必要とする場合は、協議会はこれに応じなければならない。

(補助金の返納)

第17条 補助金の交付を受けた協議会が前2条の規定に違反し、又は不正の行為があったときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

(成果)

第18条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、自治会再編に関する協議の促進を図ることとする。

(効果の測定)

第19条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 当該事業の申請件数
- (2) 当該事業を活用し、自治会再編の協議をした自治会数

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。